

高畠町 特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 山形県 高畠町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度 (23年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	24.0人/ha(平成27年度現在)	流域下水道等への 接続の有無	有り
処理区数	1処理区		
処理場数	無		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町の特定環境保全公共下水道事業は、最上川流域下水道(置賜処理区)の流域関連特定環境 保全公共下水道事業として、平成27年度に全体計画面積 約271haを定め、事業計画面積約 237haとして、事業を進めています。特定環境保全公共下水道区域以外は、公共下水道、農業集 落排水事業、特定地域生活排水処理事業で整備を進めています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設
 の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、
 ③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定しています。(従量使用料制) 																													
業務用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="5">1ヶ月当たり料金・税込み・単位:円</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">排水種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金(1㎡あたり)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>使用料</th> <th>汚水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般用</td> <td>1m3から5m3まで</td> <td>1,620円</td> <td rowspan="2">10m3を超えるもの</td> <td rowspan="2">216円</td> </tr> <tr> <td>5m3を超え10m3まで</td> <td>2,052円</td> </tr> <tr> <td>温泉公衆浴場</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">1m3につき 75.6円</td> </tr> </tbody> </table>				1ヶ月当たり料金・税込み・単位:円					排水種別	基本料金		超過料金(1㎡あたり)		汚水量	使用料	汚水量	使用料	一般用	1m3から5m3まで	1,620円	10m3を超えるもの	216円	5m3を超え10m3まで	2,052円	温泉公衆浴場	1m3につき 75.6円			
1ヶ月当たり料金・税込み・単位:円																														
排水種別	基本料金		超過料金(1㎡あたり)																											
	汚水量	使用料	汚水量	使用料																										
一般用	1m3から5m3まで	1,620円	10m3を超えるもの	216円																										
	5m3を超え10m3まで	2,052円																												
温泉公衆浴場	1m3につき 75.6円																													
その他の使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> 一般汚水と公衆浴場汚水を区別しています。 																													
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 4,095 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 4,234 円																											
	平成26年度 4,212 円		平成26年度 4,338 円																											
	平成27年度 4,212 円		平成27年度 4,305 円																											

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課(下水道係)の職員数は、5名(課長1、係長1、主任1、主事2)で組織。 (課長を除く構成は、公共下水道2名、特定環境保全公共下水道1名、農業集落排水事業は兼務、特定地域生活排水処理事業1名)
事業運営組織	上下水道課(下水道係)が、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業を所掌しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・管きょ施設:調査・修繕・清掃業務を仕様発注にて委託しています。 ・マンホールポンプ施設:清掃、維持管理業務等を仕様発注にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・未利用
	イ 土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等) *5	・未利用

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

・H28年度に作成・公表したH27年度「経営比較分析表」を添付しています。

・経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を簡明に把握することが可能になります。

2. 経営の基本方針

【経営の基本方針】

施策1 特定環境保全公共下水道未普及地域の解消

・下水道事業計画区域の早期概成を目指し、効率的に施設整備を実施します。

施策2 特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理

・マンホールポンプ施設の適正な運転と管理を実施します。
・管きょの事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施します。
・自然災害等の緊急時対応のため、下水道危機管理体制を整備します。

施策3 特定環境保全公共下水道事業の経営の安定

・特定環境保全公共下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくため、経営健全化に取り組めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

特定環境保全公共下水道事業の投資として、主に管きよ整備事業、建設負担金を計上し、10年間で約1.5億円の投資を見込んでいます。

1) 整備事業

・管きよ施設は、効率的かつ効果的に整備を進めるため、年間約10,000千円の建設事業費を計上しています。

2) 改築事業

・本経営戦略期間内に、改築事業は予定していません。

3) 流域下水道建設負担金

・流域下水道への建設負担金として、年間約5,000～6,000千円の費用を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

特定環境保全公共下水道事業の財源は、建設改良費に対しては国庫補助金や地方債、受益者負担金等を充当し、維持管理費や地方債償還費(元金、利息)に対しては下水道使用料や一般会計繰入金等を充当しています。

1) 建設改良費の財源

・建設改良費の財源となる国庫補助金や地方債は、建設改良費の内容に応じて、現在の国の制度により算定される額を計上しています。

・受益者負担金は、下水道が使用可能となった土地の所有者から徴収し、建設財源として計上しています。

2) 使用料、一般会計繰入金

・本経営戦略における下水道使用料金は、現行の料金制度を継続するものとします。

・一般会計繰入金は、使用料収入で賅えない維持管理費や地方債元利償還費の財源不足分として見込みます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として、管きょ・マンホールポンプ場の維持管理費等を計上しています。

1) 管きょ・マンホールポンプ施設の維持管理費

・維持管理費として、修繕費(管きょ修繕)、委託費(管きょ清掃費、マンホールポンプ清掃費)を計上しています。

2) その他維持管理費

・維持管理費は、委託費、その他を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	・将来的に農業集落排水との統合を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	・ストックマネジメントによる計画的な維持管理と効率的な改築の推進を検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	・マンホールポンプの維持管理の軽減のため、効率的な維持管理体制の構築を検討します。
その他の取組	・補助事業の活用、交付税措置による効果的な財源の確保に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・使用料見直しについては、一般会計からの繰入金の動向を見据え、必要に応じ、必要な時期に使用料体系の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	・資産活用により収入増加の取組について、活用可能な資産がないため、現時点では予定していません。
その他の取組	・補助事業の活用、交付税措置による効果的な財源の確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	・施設の計画的な維持管理による、作業・費用の効率化等、今後の継続的な検討課題とします。
職員給与費に関する事項	・本町の人事・給与制度によるものとします。
動力費に関する事項	・必要に応じて、省電力設備の導入、運転操作方法の調整等適正な設備の運用による軽減を図ります。
薬品費に関する事項	該当ありません。
修繕費に関する事項	・計画的、効率的な維持管理による修繕費の適正化を図ります。
委託費に関する事項	・下水道施設の計画的な調査・点検を行い、委託業務内容及び委託期間について、経費の削減、効率化に向けて検討を行います。
その他の取組	・経常経費の効率的な運用と水洗化の促進など、財源の確保のに向けた取組を行います。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	<p>【経営戦略の進捗管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行います。 ・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、経営戦略の見直しに反映させます。
-------------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	H26年度 (決算)	H27年度 (決算)	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度		
収益的収入	1 総 営 業 収 入	161,788	161,176	179,115	176,972	180,659	181,644	179,637	179,244	176,360	162,068	152,671	150,381	148,359		
	(1) 営業	55,716	55,170	54,755	55,436	56,099	56,763	57,427	58,091	58,755	59,419	60,083	60,747	61,245		
	ア 料 工 事 収 入	55,716	55,170	54,755	55,436	56,099	56,763	57,427	58,091	58,755	59,419	60,083	60,747	61,245		
	イ 受 託 工 事 収 入															
	ウ その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営業外収入	106,072	106,006	124,360	121,536	124,560	124,881	124,881	122,210	121,153	117,605	102,649	92,588	89,634	87,114	
	ア 他会社	106,057	105,996	124,360	121,536	124,560	124,881	124,881	122,210	121,153	117,605	102,649	92,588	89,634	87,114	
	イ その他	15	10													
	2 総 費 用	99,180	93,508	89,920	82,949	83,125	79,535	72,177	71,970	68,253	64,797	62,083	59,755	57,854	55,854	
	(1) 営業費用	45,608	43,467	43,534	40,024	43,778	43,886	43,886	40,346	44,023	44,100	44,178	44,257	44,336	44,417	
ア 職員給与	7,563	7,267	7,339	7,413	7,487	7,562	7,562	7,638	7,715	7,792	7,870	7,949	8,028	8,109		
イ その他	38,045	36,200	36,195	32,611	36,291	36,324	36,324	32,708	36,308	36,308	36,308	36,308	36,308	36,308		
(2) 営業外費用	53,572	50,041	46,386	42,925	39,347	35,649	31,831	27,947	24,153	20,619	17,826	15,419	13,437	13,437		
ア 支払利息	53,544	50,012	46,356	42,895	39,317	35,619	31,801	27,917	24,123	20,589	17,796	15,389	13,407	13,407		
イ その他	28	29	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
3 収支差引	(A)-(D)	62,608	67,668	89,195	94,023	97,534	102,109	107,460	107,274	108,107	97,271	90,588	90,626	90,505		
資本的収入	1 資本金	95,024	77,619	65,297	64,087	65,383	65,520	64,376	63,922	62,402	55,992	51,681	50,414	49,335		
	(1) 地方法	10,500	2,200	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000		
	ウ 資本費平準化															
	(2) 他会社	83,668	75,181	53,297	52,087	53,383	53,520	52,376	51,922	50,402	43,992	39,681	38,414	37,335		
	(3) 他会社															
	(4) 固定資産売却															
	(5) 国(都道府県)補助															
資本的支出	2 資本的支出	156,860	145,886	156,015	158,110	162,917	167,629	171,836	171,196	170,509	153,263	142,269	141,040	139,840		
	(1) 建設	10,909	2,691	15,831	14,131	14,855	15,475	15,475	15,475	15,475	15,475	15,475	15,475	15,475		
	ウ 職員給与															
	(2) 地方債償還	145,951	143,195	140,184	143,979	148,062	152,154	156,361	155,721	155,034	137,788	126,794	125,565	124,365		
	(3) 他会社															
	(4) 他会社															
3 収支差引	(F)-(G)	△ 61,836	△ 68,267	△ 90,718	△ 94,023	△ 97,534	△ 102,109	△ 107,460	△ 107,274	△ 108,107	△ 97,271	△ 90,588	△ 90,826	△ 90,505		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	H26年度 (決算)	H27年度 (決算)	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
収支再差引	(E)+(I)	772	△ 599	△ 1,523										
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	1,350	2,122											
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	2,122	1,523	△ 1,523										
翌年度へ繰り越すべき財源	(P)													
実質収支	(R)	2,122	1,523	△ 1,523										
赤字	(P)-(Q)													
赤字比率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	66.0	68.1	77.8	78.0	78.1	78.4	78.6	78.7	79.0	80.0	80.8	81.1	81.4
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額の資金	(T)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	55,716	55,170	54,755	55,436	56,099	56,763	57,427	58,091	58,755	59,419	60,083	60,747	61,245
地方財政法による不足の比率	$\frac{(T)}{(U) \times 100}$													
健全化法施行令第16条により算定した不足額の資金	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した規	(X)	55,716	55,170	54,755	55,436	56,099	56,763	57,427	58,091	58,755	59,419	60,083	60,747	61,245
健全化法第22条により算定した不足率	$\frac{(V)}{(X) \times 100}$													
他	(Y)													
他会計借入金	(Z)	2,155,965	2,014,970	1,886,786	1,754,807	1,618,745	1,478,591	1,334,230	1,190,509	1,047,475	921,687	806,893	693,328	580,963

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度	H26年度 (決算)	H27年度 (決算)	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
収益的収支分		106,057	105,996	124,360	121,536	124,560	124,881	122,210	121,153	117,605	102,649	92,588	89,634	87,114
うち基準内繰入金		106,057	105,996	124,360	121,536	124,560	124,881	122,210	121,153	117,605	102,649	92,588	89,634	87,114
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		83,658	75,181	53,297	52,087	53,383	53,520	52,376	51,922	50,402	43,992	39,681	38,414	37,395
うち基準内繰入金		7,918	8,174	5,330	5,209	5,338	5,352	5,238	5,192	5,040	4,399	3,968	3,841	3,794
うち基準外繰入金		75,740	67,007	47,967	46,878	48,045	48,168	47,138	46,730	45,362	39,593	35,713	34,573	33,601
合計		189,715	181,177	177,657	173,623	177,943	178,401	174,586	173,075	168,007	146,641	132,269	128,048	124,449